

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいふ

| 契約日 | 件名         | 契約金額(税込)(単位:円)                                    |                  |         | 担当所属名       | 契約の相手方の名称                  | 根拠法令   | 種別                    | ※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいふ |                      |                     |  |
|-----|------------|---|------------------|---------|-------------|----------------------------|--|-----------------------|--|----------------------|---------------------|--|
|     |            | 当初  | 変更経緯             | 最終(現時点) |             |                            |  |                       | プロポーザル等の企画提案方式による決注の有無                     | 学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無 | 学識経験者等の市職員以外の者の参加者数 |  |
| 001 | 令和5年04月01日 | 令和5年度あつまれ!京(みやこ)わくわくのトビラ情報提供業務委託                  | 7,865,000        |         | 7,865,000   | 子ども若者はくくみ局はくくみ創造推進室        | 株式会社ITP  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 過去に有                 |                     |  |
| 002 | 令和5年04月01日 | 令和5年度地域若者サポートステーション事業委託                           | 6,360,000        |         | 6,360,000   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 公益財団法人京都市ユースサービス協会   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 003 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託               | 236,650,000      |         | 236,650,000 | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 社会福祉法人精慶園 他38件   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 004 | 令和5年04月01日 | 令和5年度ファミリーサポート事業に係る委託                             | 31,518,000       |         | 31,518,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 公益社団法人京都市児童館学童連盟   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 005 | 令和5年04月01日 | 令和5年度放課後ほっと広場事業の委託                                | 75,544,981       |         | 75,544,981  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 京都市学童保育所管理委員会  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 008 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市児童館事業(民設児童館)の委託                           | 893,948,086      |         | 893,948,086 | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 他35件  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 007 | 令和5年04月01日 | 令和5年度児童館・学童保育所職員研修の委託                             | 14,771,000       |         | 14,771,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 公益社団法人京都市児童館学童連盟   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 008 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託       | 88,220,000       | 予定総額    | 88,220,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 公益社団法人京都市児童館学童連盟   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 009 | 令和5年04月01日 | 令和5年度学童クラブ事業(民設学童保育所)の委託                          | 40,432,594       |         | 40,432,594  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 社会福祉法人信愛保育園他2件   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 010 | 令和5年08月16日 | 「京都市子育てポータルサイト構築及び運用保守」業務委託                       | 6,534,000        |         | 6,534,000   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 株式会社アスコパートナーズ  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |                     |  |
| 011 | 令和5年08月31日 | 令和6年度京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託                          | 21,200,000       |         | 21,200,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 株式会社関広   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |                     |  |
| 012 | 令和5年09月11日 | 市町村子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者に関する新計画策定に係る市民ニーズ調査等の業務委託 | 12,298,000       |         | 12,298,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部育成推進課    | 株式会社サーベイリサーチセンター   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |                     |  |
| 013 | 令和5年04月01日 | 母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務                          | 7,102,920        |         | 7,102,920   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム」保守運用業務コンソーシアム  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 014 | 令和5年04月01日 | 京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託                          | 上限 7,000,000     |         | 7,000,000   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 弁護士法人ブレインハート法律事務所  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |                     |  |
| 015 | 令和5年04月01日 | 日本電気株式会社製端末保守(福祉医療分)                              | 8,970,720        |         | 8,970,720   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 福祉医療オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 018 | 令和5年04月01日 | 京都市新生児聴覚検査の委託                                     | 予定総額 22,896,000  |         | 22,896,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 一般社団法人 京都府医師会  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 017 | 令和5年04月01日 | 京都市妊産婦健康診査の委託                                     | 予定総額 809,448,000 |         | 809,448,000 | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 一般社団法人 京都府医師会<br>一般社団法人 滋賀県医師会<br>一般社団法人 大京府医師会<br>一般社団法人 兵庫県医師会<br>公益社団法人 京都府助産師会 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 018 | 令和5年04月01日 | 京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務の委託                             | 予定総額 16,301,529  |         | 16,301,529  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 京都府国民健康保険団体連合会   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 019 | 令和5年04月01日 | 京都市スマイルママ・ホッと事業委託                                 | 予定総額 12,672,000  |         | 12,672,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | ONE DROP baby.mamSHIJO   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 020 | 令和5年04月01日 | 京都銀ブックススタート事業委託                                   | 予定総額 10,723,000  |         | 10,723,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 京都府書店商業組合  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 021 | 令和5年04月01日 | 京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託                                | 予定総額 8,421,000   |         | 8,421,000   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 社会福祉法人京都福祉サービス協会   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |                     |  |
| 022 | 令和5年04月01日 | 京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託                                | 予定総額 5,151,000   |         | 5,151,000   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 医療法人社団裕和会  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |                     |  |
| 023 | 令和5年04月01日 | 京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の委託                          | 予定総額 5,448,000   |         | 5,448,000   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 社会福祉法人京都福祉サービス協会   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |                     |  |
| 024 | 令和5年04月01日 | 京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の委託                          | 予定総額 6,467,000   |         | 6,467,000   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 医療法人社団裕和会  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |                     |  |
| 025 | 令和5年05月10日 | 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る専用窓口運営業務委託     | 25,410,000       |         | 25,410,000  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 株式会社パソナ  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 028 | 令和5年06月01日 | 2023年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修(開発)                      | 38,899,300       |         | 38,899,300  | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 2023年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修コンソーシアム  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |
| 027 | 令和5年08月01日 | 2023年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修(総合テスト)                   | 8,121,300        |         | 8,121,300   | 子ども若者はくくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 | 2023年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修コンソーシアム  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |                     |  |

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

| 契約日 | 件名         | 契約金額（税込）（単位：円）   |                |         | 担当所属名      | 契約の相手方の名称                   | 根拠法令                                  | 種別                    | ※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう |                      |  |  |
|-----|------------|--|----------------|---------|------------|-----------------------------|---------------------------------------|-----------------------|--|----------------------|--|--|
|     |            | 当初   | 変更経過           | 最終（現時点） |            |                             |                                       |                       | プロポーザル等の企画提案方式による法定の有無                     | 学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無 |  |  |
| 028 | 令和5年09月01日 | 京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業に係る業務委託                             | 予定総額 9,895,000 |         | 9,895,000  | 子ども若者はくみ部 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 | 公益社団法人京都市シルバー人材センター                   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |  |  |
| 029 | 令和5年04月01日 | 京都市核陽病院給食調理等業務委託   | 28,778,000     |         | 28,778,000 | 子ども若者はくみ部 桃陽病院              | 株式会社ニチダン                              | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   | 有                    |  |  |
| 030 | 令和5年04月01日 | 京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託（令和5年度）                       | 22,768,460     |         | 22,768,460 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 031 | 令和5年04月01日 | 令和5年度電子申請連携システム保守運用業務                                    | 5,203,000      |         | 5,203,000  | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | アライドテレシス株式会社                          | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 032 | 令和5年04月01日 | 令和5年度幼児教育・保育無償化システム保守運用業務                                | 8,985,000      |         | 8,985,000  | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | アライドテレシス株式会社                          | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 033 | 令和5年04月01日 | 令和5年度民間保育施設等職員の質向上のための研修業務委託                             | 12,782,407     |         | 12,782,407 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 公益社団法人京都市保育園連盟                        | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 034 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市私立幼稚園PTA連合会家庭教育セミナー委託事業                          | 6,984,000      |         | 6,984,000  | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 京都市私立幼稚園PTA連合会                        | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 035 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市保育人材確保事業   | 13,240,000     |         | 13,240,000 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 公益社団法人京都市保育園連盟                        | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 036 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 13,403,000     |         | 13,403,000 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 医療法人六合会診療所                            | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 037 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 37,347,000     |         | 37,347,000 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 医療法人財団今井会 足立病院                        | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 038 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 8,899,000      |         | 8,899,000  | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 京都第一赤十字病院                             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 039 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 22,823,000     |         | 22,823,000 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 医療法人社団浩和会 浩和会音羽病院                     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 040 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 16,100,000     |         | 16,100,000 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 医療法人 林小児科循環器科                         | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 041 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 17,372,000     |         | 17,372,000 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 公益社団法人京都保健会                           | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 042 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 15,988,000     |         | 15,988,000 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 山内医院                                  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 043 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 8,180,000      |         | 8,180,000  | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 特定医療法人桃仁会                             | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 044 | 令和5年04月01日 | 令和5年度京都市病児・病後児保育事業                                       | 12,044,000     |         | 12,044,000 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 独立行政法人国立病院機構 京都医療センター                 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 045 | 令和5年04月01日 | 京都市民間保育園等障害児加配補助金及び京都市民間保育施設障害児保育対策費に係る対象児童の判定のための訪問調査業務 | 予定総額 7,715,250 |         | 7,715,250  | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 公益社団法人京都市保育園連盟                        | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 046 | 令和5年04月03日 | 市営保育所小荷物専用昇降機（給食用リフト）改修工事（改進保育所）                         | 6,271,870      |         | 6,271,870  | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 日本オーテス・エレベータ株式会社                      | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 047 | 令和5年09月01日 | 令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム 国基準システム移行に伴う業務分析委託               | 19,083,350     |         | 19,083,350 | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |
| 048 | 令和5年09月01日 | 令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システムに係る無償化システム移行検証業務委託                | 5,199,788      |         | 5,199,788  | 子ども若者はくみ部 幼保総合支援室           | 令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品   |                      |  |  |

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ情報提供業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地  
株式会社 I T P
- 6 契約金額（税込み）  
7, 865, 000円
- 7 契約内容  
「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」情報提供等業務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラは、企業や大学、博物館、神社仏閣、NPO法人などの協力により学校休業日に子どもたちの豊かな学びと育ちの場を提供する事業であり、多くの子どもたちあるいは親子に参加を促進する情報提供業務が重要である。この業務の目的を効果的に達成するためには、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって業務を実施する契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ情報提供業務の委託における契約の相手方の選定に当

たり、令和3年度にプロポーザル方式による選定を行った結果、基準を満たした上記事業者を契約の相手方に選定した。

当プロポーザルにおける委託の有効期間について、受託者の「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」事業に関する理解や習熟度等の観点からあまりに短いと効率的であるとは言えず、また、長いと受託者の技術向上等の意欲が失われる可能性等も出てくることから、年度単位を基本として業務の履行状況等を見ながら、5年以内を契約更新期間の目安としており、昨年及び一昨年に引き続き上記事業者を契約の相手方に選定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度地域若者サポートステーション事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市中央青少年活動センター内  
公益財団法人京都市ユースサービス協会
- 6 契約金額（税込み）  
6,360,000円
- 7 契約内容  
相談支援事業、職業ふれあい事業及びジョブトレーニングの実施、保護者を対象とした事業、広報事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地域若者サポートステーション事業については、厚生労働省の仕様書において、当該事業の一環として、地域の実情に応じた措置を講じることが地方公共団体の役割とされている。本事業を効率的かつ効果的に実施するためには、国からの委託事業及び地方公共団体からの委託事業を一体的に運営できること、また、若年無業者の職業的自立支援に関する実績があることが必要である。  
したがって、本事業実施の委託については、その性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに基づき、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業については、平成18年度以降、公益財団法人京都市ユースサービス協会が、国（厚生労働省京都労働局）から受託し、「京都若者サポートステーション」を開設して実施しており、令和5年度においても国から事業者として選定され、受託することが決定しており、国からの委託事業及び地方公共団体からの委託事業を一体的に運営できること、また、若年無業者の職業的自立支援に

関する実績があるのが公益財団法人京都市ユースサービス協会に限られるため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
236,650,000円
- 7 契約内容  
特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや、地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約内容が地域における子育て支援に関する事業の委託であり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱第2条に基づき、従来からの地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められるため。
- 11 その他

令和4年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託先一覧

| NO | 運営団体(委託先) |                    |   | 委託料       | 拠点施設      |   |                   |
|----|-----------|--------------------|---|-----------|-----------|---|-------------------|
|    | 種別        | 名称                 | 住所  |           | 郵便番号      | 住所  | 施設名称              |
| 1  | 社会福祉法人    | 積慶園                | 京都市西京区椋原角田町1-42                             | 6,944,000 | 〒616-8153 | 京都市右京区太秦面影町20-45                            | ほっこりスペース          |
| 2  | 社会福祉法人    | 眞友福祉会              | 京都市伏見区石田桜木町3                                | 5,391,000 | 〒601-1433 | 京都市伏見区石田大山町15-5                             | 桜木ふれ愛の家           |
| 3  | 社会福祉法人    | 大宅福祉会              | 京都市山科区大宅五反畑町69-5                            | 6,944,000 | 〒607-8178 | 京都市山科区大宅五反畑町69-5                            | Coco smile ooyake |
| 4  | 特定非営利活動法人 | 西賀茂プレイセンターFKC      | 京都市北区西賀茂北山ノ森町8                              | 5,391,000 | 〒603-8811 | 京都市北区西賀茂北山ノ森町8                              | 西賀茂プレイセンターFKC     |
| 5  | 医療法人財団    | 今井会足立病院            | 京都市中京区間之町通押小路上の鍵屋町481                       | 5,391,000 | 〒604-0816 | 京都市中京区東洞院通二条上る壺屋町504<br>御所南グリーンマンション東洞院101号 | 足立病院マミーズスクエア      |
| 6  | 任意団体      | まちの縁側「とねりこの家」運営委員会 | 京都市上京区一条通新町西入元真如堂町370                       | 5,391,000 | 〒602-0926 | 京都市上京区一条通新町西入元真如堂町370                       | まちの縁側「とねりこの家」     |
| 7  | 社会福祉法人    | 京都老人福祉協会           | 京都市伏見区大亀谷古御香町59-60                          | 6,944,000 | 〒612-0014 | 京都市伏見区深草稲荷鳥居前町17-4                          | 稲荷の家 ほっこり         |
| 8  | 医療法人      | 医療法人社団 中部産婦人科医院    | 京都市伏見区向島二ノ丸町151-44                          | 5,391,000 | 〒612-8154 | 京都市伏見区向島津田町129-4                            | 中部はすの実ひろば         |
| 9  | 任意団体      | 「ハートの家族」運営委員会      | 京都市伏見区羽東師菱川町555-29                          | 6,944,000 | 〒612-8487 | 京都市伏見区羽東師菱川町555-29                          | ハートの家族            |
| 10 | 特定非営利活動法人 | チャイルドライン京都         | 京都市山科区御陵久保町52-24 2階                         | 6,944,000 | 〒600-8484 | 京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51-2 洛友中学校                | 格致つどいの広場          |
| 11 | 特定非営利活動法人 | 山科醍醐こどものひろば        | 京都市山科区音羽伊勢宿町33番地77                          | 6,944,000 | 〒607-8074 | 京都市山科区音羽乙出町14                               | げんきスポット0-3(ぜろさん)  |
| 12 | 特定非営利活動法人 | 夢いろ                | 京都市右京区花園土堂町14-4                             | 5,391,000 | 〒616-8025 | 京都市右京区花園土堂町14-4                             | ばれっとひろば           |
| 13 | 宗教法人      | 随林寺                | 京都市南区西九条東島町21                               | 6,944,000 | 〒601-8432 | 京都市南区西九条東島町15-1                             | 随林寺つどいの広場         |
| 14 | 一般社団法人    | 京都市ひとり親家庭福祉連合会     | 京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内 | 6,944,000 | 〒602-0827 | 京都市上京区栞形通出町西入る相生町98                         | ほっこりはあと出町         |
| 15 | 任意団体      | どんぐり広場子育て支援事業運営委員会 | 京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351                         | 6,944,000 | 〒606-8354 | 京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351                         | どんぐり広場            |
| 16 | 特定非営利活動法人 | 京都子育てネットワーク        | 京都市伏見区深草願成町32-2                             | 6,944,000 | 〒615-8075 | 京都市西京区桂巽町75-5 桂小学校内ふれあいサロン3階                | いっぽ               |
| 17 | 特定非営利活動法人 | 京都子育てネットワーク        | 京都市伏見区深草願成町32-2                             | 5,391,000 | 〒610-1142 | 京都市西京区大枝東新林町3-5 UR洛西新林団地中央集会所内              | ま〜ぶりんぐ            |
| 18 | 任意団体      | 大原自治連合会            | 京都市左京区大原大長瀬町179 大原公民館内                      | 6,944,000 | 〒601-1242 | 京都市左京区大原来迎院町22 京都大原学院内                      | つどいの広場 ぴーちくばーちく   |
| 19 | 社会福祉法人    | 宏量福祉会              | 京都市右京区山ノ内宮脇町9-2                             | 6,944,000 | 〒615-0005 | 京都市右京区西院春栄町3-2                              | ひだまり・ホット・みやこ      |
| 20 | 公益社団法人    | 京都市児童館学童連盟         | 京都市南区東九条東山王町27 元山王小学校 北校舎2階                 | 5,391,000 | 〒604-8101 | 京都市西京区大原野東竹の里三丁目1 洛西東竹の里市営住宅集会所(中央)内        | のこちゃん広場           |
| 21 | 社会福祉法人    | 光寿福祉会              | 京都市山科区安朱北屋敷町9                               | 5,391,000 | 〒607-8080 | 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町7-14                           | 安朱つどいの広場 おじぞうさん   |
| 22 | 社会福祉法人    | 上総福祉会              | 京都市北区小山上総町7                                 | 5,391,000 | 〒603-8144 | 京都市北区小山東花池町8-8                              | 上総つどいの広場 すずらんど    |



| NO | 運営団体(委託先) |                     |                             | 委託料       | 拠点施設      |                                    |                  |
|----|-----------|---------------------|-----------------------------|-----------|-----------|------------------------------------|------------------|
|    | 種別        | 名称                  | 住所                          |           | 郵便番号      | 住所                                 | 施設名称             |
| 23 | 社会福祉法人    | 京都老人福祉協会            | 京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60         | 6,944,000 | 〒612-0045 | 京都市伏見区深草石橋町18-1                    | 墨染つどいの広場 ほっこり    |
| 24 | 社会福祉法人    | 浄正寺福祉会              | 京都市下京区七条御所ノ内南町66            | 6,944,000 | 〒600-8863 | 京都市下京区七条御所ノ内本町56                   | フレンドリーハウス西八条     |
| 25 | 任意団体      | おひさまルーム子育て支援事業運営委員会 | 京都市上京区千本通百万遍町89 ツナムラ整体2階    | 6,944,000 | 〒602-8276 | 京都市上京区千本通上長者町上る百万遍町89 ツナムラ整体2F     | おひさまルーム          |
| 26 | 社会福祉法人    | 妙秀福祉会               | 京都市北区鷹峯黒門町15-2              | 5,391,000 | 〒601-1252 | 京都市左京区八瀬秋元町324-1 八瀬小学校内            | 八瀬わらべっ子広場        |
| 27 | 任意団体      | 福祉あんしん京北ネットワーク協議会   | 京都市右京区京北周山町 上寺田1-1 京北合同庁舎3階 | 5,391,000 | 〒601-0281 | 京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎3階         | 京北にこにこ広場         |
| 28 | 社会福祉法人    | 志心福祉会               | 京都市伏見区石田川向町1-7              | 5,391,000 | 〒601-1371 | 京都市伏見区醍醐上ノ山町18-9                   | はなぶさつどいの広場 スマイル  |
| 29 | 任意団体      | かしの木子育て支援事業運営委員会    | 京都市北区紫野上築山町1-3              | 5,391,000 | 〒603-8221 | 京都市北区紫野上築山町1-3                     | かしの木             |
| 30 | 社会福祉法人    | 健光園                 | 京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12          | 6,944,000 | 〒616-8417 | 京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12 健光園内            | 嵯峨ひかり広場          |
| 31 | 特定非営利活動法人 | FaSoLabo京都          | 京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階  | 6,944,000 | 〒604-8273 | 京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階         | びいちゃん            |
| 32 | 社会福祉法人    | カトリック京都司教区カリタス会     | 京都市北区衣笠西尊上院町22              | 5,391,000 | 〒603-8456 | 京都市北区衣笠西尊上院町22 京都聖嬰会敷地内            | 金閣つどいの広場 ひまわり    |
| 33 | 社会福祉法人    | 積慶園                 | 京都市西京区椋原角田町1-42             | 5,391,000 | 〒615-8145 | 京都市西京区椋原角田町1-42 積慶園内               | バンブーホーム          |
| 34 | 特定非営利活動法人 | 京都子育てネットワーク         | 京都市伏見区深草願成町32-2             | 5,391,000 | 〒615-8104 | 京都市西京区川島五反長町18-2 京都市交流促進・まちづくりプラザ内 | びおと〜ぶ            |
| 35 | 一般社団法人    | Be Better           | 京都市上京区竹屋町通日暮東入薬屋町535-125    | 5,391,000 | 〒602-8144 | 京都市上京区竹屋町通日暮東入薬屋町535-125 薬屋町ビル     | つどいの広場 Be be(べべ) |
| 36 | 社会福祉法人    | 小松谷福祉会              | 京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553     | 5,391,000 | 〒605-0927 | 京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553-5          | ありんこ広場           |
| 37 | 社会福祉法人    | 迦陵園                 | 京都市左京区下鴨宮崎町109              | 5,391,000 | 〒606-0802 | 京都市左京区下鴨宮崎町109                     | 下鴨つどいの広場 こがも     |
| 38 | 特定非営利活動法人 | 京都子育てネットワーク         | 京都市伏見区深草願成町32-2             | 5,391,000 | 〒600-8305 | 京都市下京区新町通花屋町下る東若松町821番地2 space2525 | つどいの広場わくわく       |
| 39 | 特定非営利活動法人 | そらつく                | 京都市北区紫野下柏野町56-6             | 5,391,000 | 〒602-8494 | 京都市上京区新猪熊東町371-2                   | そらひろば            |

236,650,000

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度ファミリーサポート事業に係る委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
31,518,000円
- 7 契約内容  
京都市ファミリーサポート事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地域における育児の援助活動の推進を目的とした事業の委託であり、契約内容が専門性及び継続性を要するものであり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、日頃から児童館・学童クラブ事業など児童福祉に深い関わりを有し、市内全域において事業を展開しており、また事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を有している。  
京都市ファミリーサポート事業については、平成14年度ファミリーサポートセンターの設立当初から事業を受託しているが、専門的な知識のあるアドバイザーを配置し、会員の登録、講習会の開催、会員同士の相互援助活動の調整などを行っており、長年の事業実績に基づいた経験により、会員からの多岐にわたる依頼内容や緊急性のある依頼内容に対応することが可能となっている。ま

た、公益社団法人京都市児童館学童連盟は、各児童館の連絡調整機関として大きな役割を果たしているが、平成19年度からは市内全域において指定された児童館にファミリーサポートセンターの支部を設置して本部と連携して地域における子育て支援を推進している。

以上のことから京都市ファミリーサポート事業は専門性を有し、安定的な事業運営を行うためには大幅な事業内容の変更を行うことが困難であり、価格競争になじまないため、公益社団法人京都市児童館学童連盟を引き続き委託先として選定するもの。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度放課後ほっと広場事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
京都市学童保育所管理委員会
- 6 契約金額（税込み）  
75,544,981円
- 7 契約内容  
放課後ほっと広場事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
放課後ほっと広場において実施する放課後児童健全育成事業は、昼間留守家庭となる小学校児童を対象として放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない。  
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
893,948,086円
- 7 契約内容  
京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市の児童館においては、18歳未満の児童の健全育成を図ることを目的とした児童館事業と昼間留守になる家庭の小学校児童に対して放課後の安全な居場所を提供する学童クラブ事業を施設的に一元化して行うことを基本としている。  
事業の実施に際しては、①児童の健全育成に深い理解を持つこと、②地域や学校、各区役所・支所子どもはぐくみ室等との密接な関係を築き、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館である必要がある。  
よって、当該契約については、児童館という児童厚生施設を所有していることのみならず、事業に対する専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
各委託先は、児童館という児童厚生施設を有しているのみならず、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められるため。
- 11 その他

委託先一覧(民設)

|                        |                            |                         |                         |
|------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 社会福祉法人 京都市社会福祉協議会      | 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  | 南大内児童館                  | 京都市南区八条寺内町5番地           |
| 社会福祉法人 京都社会福祉協会        | 京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2号      | 別紙社会福祉法人京都社会福祉協会員設児童館一覧 | 別紙社会福祉法人京都社会福祉協会員設児童館一覧 |
| 社会福祉法人 終野保育園           | 京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地の2        | 終野児童館                   | 京都市北区上賀茂中ノ坂町14番地の1      |
| 社会福祉法人 京都保育センター        | 京都市北区大將軍坂田町8番地1            | たかつかさ児童館                | 京都市北区大將軍坂田町8番地1         |
| 社会福祉法人 西陣会             | 京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2 | 西陣児童館                   | 京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目432  |
| 宗教法人 日本基督教団京都教会        | 京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地     | 同心児童館                   | 京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地  |
| 社会福祉法人 平松の会            | 京都市左京区岩倉中在地町32番地           | 村松児童館                   | 京都市左京区岩倉中在地町31番地の3      |
| 社会福祉法人 六満学園            | 京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地    | 洛中児童館                   | 京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地 |
| 社会福祉法人 大宅福祉会           | 京都市山科区大宅五反畑町69番地の5         | 大宅児童館                   | 京都市山科区大宅五反畑町69番地の13     |
| 社会福祉法人 常盤福祉会           | 京都市山科区東野南井上町9番地の2          | 山階南児童館                  | 京都市山科区東野門口町30番地の1       |
| 社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館    | 京都市下京区中堂寺前田町7番地の3          | 下京ひかり児童館                | 京都市下京区中堂寺前田町7番地の3       |
| 社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会 | 京都市中京区河原町通り三条上ノ下丸屋町423番地   | 希望の家児童館                 | 京都市南区東九条東岩本町31番地        |
| 社会福祉法人 清和園             | 京都市南区久世川原町79番地             | 祥栄児童館                   | 京都市南区久世川原町79番地          |
| 社会福祉法人 向上社             | 京都市右京区西院北矢掛町22番地           | 向上社児童館                  | 京都市右京区西院北矢掛町22番地        |
| 社会福祉法人 上総福祉会           | 京都市北区小山上総町7番地              | 大原野児童館                  | 京都市西京区大原野上里北ノ町1328番地の20 |

委託先一覧(民設)

|                      |   |          |                      |
|----------------------|---|----------|----------------------|
| 社会福祉法人 つみき福祉会        | 京都市西京区松室荒堀町126番地                            | つみき児童館   | 京都市西京区松室荒堀町127番地     |
| 社会福祉法人 桂朝日福祉会        | 京都市西京区桂北滝川町30番地                             | 桂東児童館    | 京都市西京区桂浅原町129番地の1    |
| 社会福祉法人 桂・川島児童センター    | 京都市西京区川島栗田町40番地の4                           | 桂児童館     | 京都市西京区川島栗田町40番地の4    |
| 池田児童館運営委員会           | 京都市伏見区醍醐池田町4番地                              | 池田児童館    | 京都市伏見区醍醐池田町4番地       |
| 社会福祉法人 白菊福祉会         | 京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59                        | 白菊児童館    | 京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59 |
| うずらの里児童館運営委員会        | 京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地                          | うずらの里児童館 | 京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地   |
| 社会福祉法人 美樹和会          | 京都市伏見区桃山町大島38番地の110                         | みぎわ児童館   | 京都市伏見区桃山町大島38番地の110  |
| 社会福祉法人 志心福祉会         | 京都市伏見区石田川向町1番地の7                            | はなぶさ児童館  | 京都市伏見区石田川向町1番地の7     |
| 桃の里児童館運営委員会          | 京都市伏見区淀際目町555番地                             | 桃の里児童館   | 京都市伏見区淀際目町555番地      |
| 一般社団法人京都市ひとり親家庭福祉連合会 | 京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内 | 下鳥羽児童館   | 京都市伏見区下鳥羽東柳長町33番地    |
| 社会福祉法人 健光園           | 京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地                        | ももやま児童館  | 京都市伏見区桃山町立売1番の6      |
| 社会福祉法人 醍醐福祉会         | 京都市伏見区醍醐中山町39番地の13                          | 中山児童館    | 京都市伏見区醍醐中山町46番地      |
| 社会福祉法人 大五京           | 京都市北区衣笠衣笠山町10番地                             | 衣笠児童館    | 京都市北区衣笠衣笠山町10番地      |
| 社会福祉法人 京都福祉サービス協会    | 京都市中京区壬生御所ノ内町39番5                           | 塔南の園児童館  | 京都市南区西九条菅田町4番地の2     |
| 社会福祉法人 京都社会事業財団      | 京都市西京区山田平尾町17番地                             | 松陽児童館    | 京都市西京区山田平尾町51番地の28   |

委託先一覧(民設)

|                     |                    |             |                            |
|---------------------|--------------------|-------------|----------------------------|
| 社会福祉法人 妙秀福祉会        | 京都市北区鷹峯黒門町15番地2    | みょうしゅう児童館   | 京都市北区鷹峯黒門町15番地2            |
| 社会福祉法人 深草福祉会        | 京都市伏見区深草僧坊町54番地の3  | ふかくさ輝っず児童館  | 京都市伏見区深草僧坊町54番地の3          |
| 特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ | 京都市右京区宇多野福王子町45番地2 | うたの・ひこばえ児童館 | 京都市右京区宇多野福王子町45番地2         |
| 社会福祉法人 鏡陵福祉会        | 京都市山科区御陵荒卷町50番地1   | 陵ヶ岡児童館      | 京都市山科区御陵岡町36番地1            |
| 日本リコmend株式会社        | 東京都港区芝二丁目8番18号202  | 新道児童館       | 京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町572番地 |
| 一元化民設計 35団体         |                    | 38児童館       |                            |

|             |                         |        |                        |
|-------------|-------------------------|--------|------------------------|
| 宗教法人 だん王法林寺 | 京都市左京区川端通三条上ル法林寺門前町36番地 | だん王児童館 | 京都市左京区三条大橋東入法林寺門前町36番地 |
| 単独民設計 1団体   |                         | 1児童館   |                        |



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度児童館・学童保育所職員研修の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
14,771,000円
- 7 契約内容  
京都市学童クラブ事業における職員研修事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業については、本市が児童館・学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所職員を対象としており、実施にあたっては、児童館・学童クラブ事業の内容を十分に理解していることが求められるとともに、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び研修に関する調査研究等が必要となる。よって、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成され、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることを鑑みて能力を有すると認められるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）88,220,000円
- 7 契約内容  
京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所等を対象としており、実施に当たっては、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整が必要不可欠である。  
障害のある児童の介助者要請及び派遣は、専門的な知識と技術を要し、価格競争だけでは実施できないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることを鑑みて能力を有すると認められるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和5年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号

①京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20

社会福祉法人信愛保育園

②京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553-5

社会福祉法人小松谷福祉会

③京都市伏見区桃山町大島38-110

社会福祉法人美樹和会

### 6 契約金額（税込み）

40,432,594円

### 7 契約内容

学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学童保育所における学童クラブ事業は、昼間留守になる家庭の小学校児童に対して、放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと地域の関係機関と密接な関係を築いていかなければならない。

よって、契約内容は専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められるため。

### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「京都市子育てポータルサイト構築及び運用保守」業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年8月16日
- 4 履行期間  
令和5年8月16日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区虎ノ門5丁目12-13 ザイマックス神谷町ビル2階  
株式会社アスコエパートナーズ
- 6 契約金額（税込み）  
6,534,000円
- 7 契約内容  
本市の子育て環境のPRや充実した子育て支援施策を体系的に発信するためのポータルサイトの構築及び保守運用
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、子育てに関する施策の体系や構築に関する専門的な知識、技能、デザイン力などが求められ、価格以外の要素が占める割合が大きく、総合的に審査する必要があることから、プロポーザル方式により事業者を選定するもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザルによる提出書類に基づき選定会議において審査した結果、総得点が6割以上かつ1位であり、業務実施能力が十分であると判断したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年8月31日
- 4 履行期間  
令和5年8月31日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地  
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）  
21,200,000円
- 7 契約内容  
「令和6年京都市はたちを祝う記念式典」開催に伴う事前準備から当日運営までを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
厳粛な式典を円滑かつ安全に進めるため、当日の進行管理、参加者の誘導、映像・音響・照明・設営業者との企画調整に関して、経験豊かなスタッフによる的確で迅速な判断及び指示が不可欠である。  
また、式典の趣旨を十分理解し、式典参加者にとって心が温まる式典にするためには、柔軟な発想や優れた企画力を有することが重要となるため、公募型プロポーザル方式による企画競争（価格以外の要素における競争）で、受託事業者を選定するもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、プロポーザルによる提出書類に基づき、選定会議において審査した結果、業務実施能力が十分と判断したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
市町村子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者に関する新計画策定に係る市民ニーズ調査等の業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
令和5年9月11日
- 4 履行期間  
令和5年9月11日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）  
12,298,000円
- 7 契約内容  
令和7年度を始期とする子ども・若者に関する次期計画策定に当たり、本市における子ども・若者支援施策等の方向性を検討する基礎資料とすることを目的に、今年度秋頃に「アンケート調査（市民ニーズ調査）」を実施する予定であり、当該調査及びそれに付随する事務の業務委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該事業の委託先の選定においては、事業実施手法や事業運営体制等、価格以外の評価要素が多く、競争入札に適さないため（公募型プロポーザル方式により選定）。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
提出書類及びプレゼンテーションを評価基準に基づき審査した結果、総得点が6割以上かつ1位であったため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム」保守運用業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル  
富士通Japan株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
7, 102, 920円
- 7 契約内容  
京都市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市が現在、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の適切かつ円滑な運営のために導入している「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム（以下「本システム」という。）」について、令和元年8月23日に本システム再構築業務（令和2年度以降の運用保守業務を含む。）に係るプロポーザルを実施し、参加した富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下「同社」という。）の提案内容が総合的に評価されたことから、同社と契約を締結し、本システムの導入を行った。

本システムについては、同社が保有する母子父子寡婦福祉資金貸付金に係るパッケージシステムを母体とし、本市の要望に合わせて独自にカスタマイズしたシステムであり、著作権等の排他的権利等があることから、同社以外では本システムの保守業務を履行することができない。

また、本業務の履行にあたっては、問合せ対応やデータセンターハウジング、データセンターオペレーション等の保守業務を同社のグループ会社が分担して行っており、これらは本システムに係る専門的知識を有している必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び令和5年4月1日付け「電子計算機により事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、同社を代表者とした各社とのコンソーシアム（複数事業者による連合体）との随意契約を行った。

なお、同社については令和2年10月1日より富士通Japan株式会社に社名変更が行われている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル4階  
弁護士法人ブレインハート法律事務所
- 6 契約金額（税込み）  
（上限）7,000,000円  
※出来高払い
- 7 契約内容  
償還金の債権管理回収業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

償還金は、母子家庭等に貸し付けた債権であるという性質上、本業務の実施にあたっては、単に催告するだけではなく、相手方の経済状況等を踏まえつつ相談を行う等、きめ細やかな対応が求められる。

したがって、本業務の目的を効果的かつ効率的に実施するには、価格だけでなく、その実施方針や実施方法等も考慮したうえで、選定する必要があることから、本業務の委託においては令和4年度にプロポーザル方式による業者選定を行い、実施方針、催告の方法等、総合的に高く評価されたことから、令和5年度に上記5の業者と契約を締結した。

また、本業務実施に際しては、滞納者とのやり取りを通じて信頼関係を構築していくことが不可欠であり、特に債務者との交渉中に業者が変わった場合、当該債務者との信頼関係が瓦解する可能性がある。よって、一定期間同一の業者に実施させることが望ましく、プロポーザル参加希望者に配布した募集要項や仕様書に「本市及び受託者が合意した場合、3年を限度として1年ごとに契約更新することがある」旨を明記し、複数年契約を見込んで募集を行ったもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
日本電気株式会社製端末保守（福祉医療分）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福祉医療オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム  
東京都港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,970,720円
- 7 契約内容  
各区役所・支所、京北出張所、神川出張所、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課及び同課分室における福祉医療オンライン端末の保守経費
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
賃貸借契約の対象となる端末その他付属機器は、既存の機器設備及びオンラインシステムの一部として稼働させるものであり、必要なソフトウェア、機器の把握及び設置には既存のシステムについての十分な知識及び技術が必要となる。また、機器障害発生時の責任区分を明確にするためにも、既存の機器設備及びオンラインシステムを保守している業者と契約する必要がある。したがって、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
福祉業務オンラインシステムの各種機能は、ホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環

境」という。) から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければ、システムの安定稼動に支障が生じる。システムの安定稼動を確保し、また、機器の障害時には機器の交換を含めた即時の対応を行うことが必要であることから、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守契約を締結する必要があるため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市新生児聴覚検査の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）22,896,000円
- 7 契約内容  
京都市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱に基づき、新生児聴覚検査を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新生児聴覚検査は、医療機関及び助産所においてのみ実施可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関は、一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会のみであるため委託先として選定し、医師会の会員医療機関において事業を実施するものである。  
また、京都府に隣接する滋賀県、大阪府及び兵庫県の医療機関においても、多くの京都市民が新生児聴覚検査を受診するため、同様の理由から一般社団法人大阪府医師会、一般社団法人滋賀県医師会及び一般社団法人兵庫県医師会についても委託先として選定する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市妊産婦健康診査の委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

- ・京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人京都府医師会
- ・大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号  
一般社団法人大阪府医師会
- ・滋賀県栗東市糺1-10-7  
一般社団法人滋賀県医師会
- ・兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1-11  
一般社団法人兵庫県医師会
- ・京都市中京区西ノ京南両町33-1  
公益社団法人京都府助産師会

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額）809,448,000円

### 7 契約内容

本市が妊産婦健康診査受診券を発行した者に対し、妊産婦健康診査を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

妊産婦健康診査は、医療機関及び助産所においてのみ実施可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関及び助産所は、一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会及び公益社団法人京都府助産師会のみであるため委託先として選定し、医師会の会員医療機関及び助産師会の会員助産所で事業を実施するものである。

また、京都府に隣接する滋賀県、大阪府及び兵庫県の医療機関においても、多くの京都市民が妊産婦健康診査を受診するため、同様の理由から一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人兵庫県医師会についても委託先として選定する。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸内  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）16,301,529円
- 7 契約内容  
本市の妊産婦健康診査について、診査費の審査支払事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
妊産婦健康診査費の審査支払事務は、毎月、医療機関からの診療報酬請求書、診療報酬明細書を取りまとめ、当該書類の審査及び国民健康保険等の医療保険者からの診療報酬明細書の審査支払業務を受託している京都府国民健康保険団体連合会においてのみ実施可能である。  
また、当該団体は妊産婦健康診査の審査支払事務等に習熟し、知識及び経験が豊富であることから委託先として選定する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市スマイルママ・ホッと事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区塩屋町188番地  
ONE DROP baby.mamSHIJO
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）12,672,000円
- 7 契約内容  
京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱に基づき、事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
産後の体調不良、又は育児に不安があり、かつ家族から母子への支援が受けられない方への支援を京都市内の全地域の医療機関等で提供する必要がある。  
そのため、本市から行った医療機関等への受託希望調査において、本市と委託契約を締結したい旨を申し出たもののうち、要綱第2条に定める設備基準等を満たすもの全てと委託契約を締結することとしているため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都市スマイルママ・ホッと事業は、産後の母親が身近な地域で安心して育児を開始できることを考慮し、京都市内の全地域で実施できる体制が望ましい。委託医療機関等は、本市が実施した医療機関等への受託希望調査において、本市と委託契約を締結したい旨を申し出たものであり、委託先として選定するものである。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都版ブックスタート事業委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区二条通河原町東入ル樋ノ口町457  
京都府書店商業組合

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額）10,723,000円

### 7 契約内容

- ・読み聞かせスタートパックの制作
- ・市内各書店におけるブックスタートコーナーの設置

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、全ての4か月児健診対象者に絵本を配布するため、市内全域において、均しく質の高いサービスが提供される必要がある。

また、地域全体で子育てを支援し、地域との関わりの中で、絵本の読み聞かせを通した子どもを育む取組として実施するため、契約相手方は以下の全ての要件を満たすことを要する。

- （1）ブックスタートコーナーを有する書店が全行政区に存在すること。
- （2）市内全域において、絵本の読み聞かせに関する情報を共有できるネットワークを有していること。
- （3）ブックスタートコーナーにおいて、読み聞かせに関する知識が豊富な職員がアドバイスすることができること。

京都府書店商業組合は、京都市内の全ての行政区において、加入書店を有し、各行政区に所在する各書店は、京都府書店商業組合を介して、絵本に限らず書籍に関する様々な情報を共有している。

また、加入書店の一部では、既に独自のブックスタートコーナーを設置しており、絵本の読み聞かせに関する知識が豊富な職員を有している。各書店は、京都府書店商業組合のネットワークを通じて、絵本の読み聞かせに関する研修を実施し、各書店の垣根を越えて、職員の技術を高めることを可能としている。

さらに、現在市内に出店している書店事業者において、全行政区に書店を有する事業者は京都府

書店商業組合以外存在せず、書店事業者に本事業の実施を委託することはできない（市内で最多の店舗数を有する大垣書店においても、上京区と東山区には店舗を有しない。）。一方、京都府書店商業組合は、京都府下を管轄する唯一の商工組合であり（商工組合は、中小企業団体の組織に関する法律第9条に基づき、各都道府県に設置されている。）、当該組合を除いて市内を管轄する商工組合は存在しない。

以上から、要件を全て満たしているのは、京都府書店商業組合のみであるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生御所ノ内町39番地5  
社会福祉法人 京都福祉サービス協会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）8,421,000円
- 7 契約内容  
京都市育児支援ヘルパー派遣事業実施要領に基づき、事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
養育者である母親の産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により養育支援が必要な状態にある家庭に対する家事や育児の支援は、産前産後の母親の身体的・精神的特性や乳幼児の健やかな発育をはじめとする母子保健に関する専門的知識を十分に理解し、家事や育児の援助及びそれに伴う適切な助言を適切に実施できるホームヘルパーにより、継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならないことから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により公募（令和5年4月1日契約）したところ、当法人を含む3事業者から参加の表明及び企画提案書の提出があった。本市職員3名で構成する受託候補者選定会議において、提案内容を審査した結果、上記事業者を委託契約先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京車坂町9番地  
医療法人社団 洛和会（洛和会ヘルスケアシステム）
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,151,000円
- 7 契約内容  
京都市育児支援ヘルパー派遣事業実施要領に基づき、事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
養育者である母親の産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により養育支援が必要な状態にある家庭に対する家事や育児の支援は、産前産後の母親の身体的・精神的特性や乳幼児の健やかな発育をはじめとする母子保健に関する専門的知識を十分に理解し、家事や育児の援助及びそれに伴う適切な助言を適切に実施できるホームヘルパーにより、継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならないことから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により公募（令和5年4月1日契約）したところ、当法人を含む3事業者から参加の表明及び企画提案書の提出があった。本市職員3名で構成する受託候補者選定会議において、提案内容を審査した結果、上記事業者を委託契約先として選定した。なお、同事業者内の法人及びヘルパーステーションごとの契約を行っている。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生御所ノ内町39番地5  
社会福祉法人 京都福祉サービス協会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,448,000円
- 7 契約内容  
京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業実施要領に基づき、事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、産前産後の時期において、単なる家事負担、育児負担の軽減にとどまらず、養育能力や生活能力に問題がある利用者の家庭において家事又は育児（以下「家事等」という。）に関する援助を行うものであり、利用者との信頼関係の構築及び区役所等との連携が必要不可欠であるうえ、家事等の援助を適切に実施できるヘルパーを継続的かつ安定的に供給しなければならないことから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により公募（令和5年4月1日契約）したところ、当法人を含む3事業者から参加の表明及び企画提案書の提出があった。本市職員3名で構成する受託候補者選定会議において、提案内容を審査した結果、上記事業者を委託契約先として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京車坂町9番地  
医療法人社団 洛和会（洛和会ヘルスケアシステム）
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）6,467,000円
- 7 契約内容  
京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業実施要領に基づき、事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、産前産後の時期において、単なる家事負担、育児負担の軽減にとどまらず、養育能力や生活能力に問題がある利用者の家庭において家事又は育児（以下「家事等」という。）に関する援助を行うものであり、利用者との信頼関係の構築及び区役所等との連携が必要不可欠であるうえ、家事等の援助を適切に実施できるヘルパーを継続的かつ安定的に供給しなければならないことから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により公募（令和5年4月1日契約）したところ、当法人を含む3事業者から参加の表明及び企画提案書の提出があった。本市職員3名で構成する受託候補者選定会議において、提案内容を審査した結果、上記事業者を委託契約先として選定した。なお、同事業者内の法人及びヘルパーステーションごとの契約を行っている。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る専用窓口運営業務委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

令和5年5月10日

### 4 履行期間

令和5年5月10日から令和6年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通四条上る笋町691番地  
株式会社パソナ パソナ・京都

### 6 契約金額（税込み）

25,410,000円

### 7 契約内容

令和5年4月26日より予算措置された令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金について、受付及び審査業務の委託を行うもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を可能な限り早期に支給し、生活支援を行うものである。

即時性と正確性が必要となる本事業の事務については、主な支給要件である児童手当や類似関連する制度に対する理解に加え、本市固有の業務システムを使用した一定期間の実務経験が必要とされる。

本市では、趣旨を同じくし、かつ類似関連する「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業」や児童手当等に係る業務について、(株)パソナ パソナ・京都に委託しており、可能な限り早期に対象者への給付を行うという本事業の趣旨を踏まえ、他事業者では受託が困難であり円滑な運営が実施できないことから、競争入札に適さないと判断したため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
2023年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修（開発）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年6月1日
- 4 履行期間  
令和5年6月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
2023年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
38,899,300円
- 7 契約内容  
令和5年9月診療分からの子ども医療拡充に伴い、対応できるようシステム改修を行うための開発を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既存の子ども医療システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
2023年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修（総合テスト）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年8月1日
- 4 履行期間  
令和5年8月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
2023年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,121,300円
- 7 契約内容  
令和5年9月診療分からの子ども医療拡充に伴い、対応できるようシステム改修を行うための総合テスト作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
既存の子ども医療システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業に係る業務委託
- 2 担当所属名  
子どもの若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
令和5年9月1日
- 4 履行期間  
令和5年9月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東中合町2番地  
公益社団法人京都市シルバー人材センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）9,895,000円  
【5年度：4,853,000円】  
○内訳  
・事務費 263,000円（7月）  
・交通費 414,000円<460円×15世帯×60回>（1世帯 60回）  
・派遣 4,176,000円<2,320円×15世帯×120時間>  
（1世帯 120時間、生活援助の早朝夜間で積算）  
【6年度：5,042,000円】  
○内訳  
・事務費 452,000円（12月）  
・交通費 414,000円<460円×15世帯×60回>（1世帯 60回）  
・派遣 4,176,000円<2,320円×15世帯×120時間>  
（1世帯 120時間、生活援助の早朝夜間で積算）
- 7 契約内容
  - (1) 訪問支援員派遣に係る事前調整  
甲の各区子どもはぐくみ室の担当者と支援家庭の間で必要に応じて事前に調整を行い、甲の定める派遣計画（以下「派遣計画」という。）に基づく支援に係る具体的な内容についての調整を行う。
  - (2) 訪問支援員派遣による支援  
派遣計画に基づき、支援家庭に訪問支援員を派遣し、次に掲げる援助・助言を行う。なお、利用者の居宅における保育サービス及びこれに附随する支援については、生活援助とする
    - ① 生活援助（食事の準備及び後かたづけ、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除、整理整頓、生活

必需品の買い物、その他必要な家事援助)

- ② 子育て支援（授乳・食事介助、おむつ・衣類交換、沐浴・入浴介助、児童の兄弟（児童）の世話、その他必要な育児援助）
- (3) 訪問支援員の派遣を実施したときは、その都度、利用者から甲が定める報告書により履行確認を受けるものとする。
- (4) 委託料の請求事務  
甲の定める報告書及び請求書を作成し、翌月の10日（ただし、3月分については3月末日）までに京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課（以下「子ども家庭支援課」という。）に提出する。
- (5) 利用希望者からの委託業務に係る問い合わせへの対応
- (6) 甲が実施する会議及び研修会等への参加
- (7) その他前各号に付帯する業務

## 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業については、本市で考える手法を上回る提案を求めることで、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもがいる世帯への支援に一層の充実を図るなど、主に価格以外の要素における契約相手方を選定する必要があることから、契約の性質が競争入札に適さないため。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により公募したところ、1事業者から参加の表明及び企画提案書の提出があった。本市職員3名で構成する受託候補者選定会議において、提案内容を審査した結果、選定基準点を上回ったため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市桃陽病院給食調理等業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局桃陽病院
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市阿倍野区阪南町5丁目3番5号  
株式会社 ニチダン
- 6 契約金額（税込み）  
28,776,000円
- 7 契約内容  
医療法及び入院時食事療養に基づく病院入院患者への給食調理等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当院では、アレルギー・心身症の入院患者の割合が高いことから、アレルギー食材除去、カロリー制限、好き嫌い対応等、治療の一環としての食事の提供にきめ細かな対応が必要である。安心・安全な食事を提供するため、質の高い衛生管理はもとより、これらの能力にも優れている者を選択して契約するには、価格以外に調理業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の取組、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要があるため、委託業者については、公募型プロポーザルによる選考方法により選定するもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託（令和5年度）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム  
〈コンソーシアムの代表企業住所〉  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1  
〈コンソーシアムの代表企業名〉  
富士通 J a p a n 株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
22,768,460円
- 7 契約内容  
子ども・子育て支援制度システムの運用支援業務、サーバその他周辺機器の稼働管理、及びパッケージ保守業務等を行う。ただし、本システムの機器等保守業務を除く。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
子ども・子育て支援制度システムは富士通 J a p p a n 株式会社が開発するパッケージを基礎とし、本市独自のカスタマイズを加えたうえで運用しているが、令和5年度についても、令和4年度に引き続き提供されるパッケージの修正資産に対し、当該カスタマイズを考慮した慎重な適用作業が必要となる。  
また、子育て施策の推進にあたり、パッケージの改修に至らないものを含む様々な統計資料を新たに作成することが想定され、これらに遅延なく正確に対応するには、現在のシステムについての十分な知識及び技術に加え、これまでの本市との協議結果や事務運用を踏まえた的確な対応が必要となる。  
従って、上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通 J a p a n 株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度電子申請連携システム保守運用業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
5,203,000円
- 7 契約内容  
利用者が電子申請を行うための電子申請連携システムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業が主であり、これらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託は、電子申請連携システムにおける障害発生時の対応や、保守業務の範囲内でのシステム改修等を行うものであり、これらの業務には本システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。これらの知識を保有する者は当システムの開発業務であるアライドテレシス株式会社に限定され、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度幼児教育・保育無償化システム保守運用業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
8,965,000円
- 7 契約内容  
幼児教育・保育無償化システムにおいて稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業が主であり、これらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託は、幼児教育・保育無償化システムにおける障害発生時の対応や、保守業務の範囲内でのシステム改修等を行うものであり、これらの業務には本システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。これらの知識を保有する者は当システムの開発業務であるアライドテレシス株式会社に限定され、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階  
公益社団法人 京都市保育園連盟
- 6 契約金額（税込み）  
12,782,407円
- 7 契約内容  
民間保育施設等に勤務する職員を対象とした、資質向上のための研修業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、保育現場における運営の実態を十分に踏まえた、効果ある研修内容とする必要があることに加え、本市からの依頼を受け、保育施設長らの意見 調整を行い、速やかに具体的研修内容を決定できる体制を有している必要がある。  
また、公益社団法人京都市保育園連盟は、保育における各分野ごとに、本市保育行政 の実情を踏まえた諸課題等について、本市の民間保育施設長により協議する委員会を設置しているなど、本市民間保育施設における保育現場の実態、ニーズにきめ細かく対応し、保育の質向上のための効果的な研修内容・実施方法の詳細等を企画・立案し、迅速に実行できる体制を有している市内唯一の団体である。  
以上のことから、本業務を履行可能な事業者が限定され、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市私立幼稚園PTA連合会家庭教育セミナー委託事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区室町通り高辻上るワン脳長561番地 京都私学会館内  
京都市私立幼稚園PTA連合会
- 6 契約金額（税込み）  
6,994,000円
- 7 契約内容  
家庭教育の振興を図ることを目的として、私立幼稚園の保護者を対象とした家庭教育セミナーなどを委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市私立幼稚園PTA連合会は、公益社団法人京都市私立幼稚園協会加盟園の各单位PTAにより組織されており、相互の連携・協力を図りながら、京都市内の私立幼稚園教育の振興という観点も含め、契約内容を履行できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市保育人材確保事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階  
公益社団法人 京都市保育園連盟
- 6 契約金額（税込み）  
13,240,000円
- 7 契約内容  
京都市における質の高い保育の安定的な提供を図るため実施する京都市保育人材確保事業について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、市内の保育園等の状況や保育人材に関する動向など保育に関する幅広い知識・情報を有するとともに、京都市だけでなく、保育人材確保の観点から重要となる保育士養成校、ハローワーク等の関係機関と連絡、調整できる関係及び体制を有していることを必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当団体は、京都市内の全民間保育園が加盟する唯一の団体であり、市内の各保育園等の個別の現状や保育内容、保育人材の採用状況及び求人情報等の保育人材確保に関する幅広い情報を既に所有しているとともに、保育園等の近況についても速やかに情報を把握できる関係にある。

また、これまでから保育士等人材確保検討会議や保育士養成校との懇談会等の取組を通して、上記の関係機関と連携を行い、関係を構築してきており、労働局からは保育人材職業紹介書の登録・許可を得ており、求人・求職者をマッチングできる資格を有している。

さらに、連盟の事務局には複数の常勤職員が勤務し、これまでから保育園等と日常的にやり取りしていることから、連絡、調整など円滑に業務を進めることができる体制を有している。以上により、連盟を委託先として選定するもの。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区紫野雲林院町18-1  
医療法人 六合会診療所
- 6 契約金額（税込み）  
13,403,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通押小路 上る 鍵屋町 4 8 1  
医療法人財団今井会 足立病院
- 6 契約金額（税込み）  
37,347,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区本町15丁目749番地  
京都第一赤十字病院
- 6 契約金額（税込み）  
8,899,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京車坂町9番地  
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院
- 6 契約金額（税込み）  
22,623,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区北野西白梅町6の1  
医療法人 林小児科循環器科
- 6 契約金額（税込み）  
16,100,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区太秦棚森町18番地13 京医協ビル2階  
公益社団法人 京都保健会
- 6 契約金額（税込み）  
17,372,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区川島尻掘町41-9  
山内医院
- 6 契約金額（税込み）  
15,966,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区桃山町根来16番地18  
特定医療法人桃仁会
- 6 契約金額（税込み）  
8,190,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市病児・病後児保育事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草向畑町1-1  
独立行政法人国立病院機構 京都医療センター
- 6 契約金額（税込み）  
12,044,000円
- 7 契約内容  
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
病児・病後児保育事業については、地域的なバランスを考慮し、医療及び保育に関する専門性を持つ実施施設を選定している。また、当該実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、かつ、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定している。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市民間保育園等障害児加配補助金及び京都市民間保育施設障害児保育対策費に係る対象児童の判定のための訪問調査業務

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階  
公益社団法人 京都市保育園連盟

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額）7,715,250円

### 7 契約内容

民間保育園等に対する京都市民間保育園等障害児加配補助金及び京都市民間保育施設障害児保育対策費に係る対象児童を判定するにあたり、保育現場の実態に見合った判定結果とすることを目的に、子どもの発達について専門的な知見を有する者に必要に応じて各民間保育園等の訪問調査を行わせ、判定結果の資料を作成のうえ、本市に提出させる。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務を実施するには、子どもの健やかな発達のために本市がより実態に即した保育士加配を実現できるよう、子どもの発達に関する高い知識を有することに加え、本市からの依頼に対して速やかに保育園等との連絡調整を行い、調査員を派遣できる体制を有していることが必要である。このことから、契約内容は専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
市営保育所小荷物専用昇降機（給食用リフト）改修工事（改進保育所）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年4月3日
- 4 履行期間  
令和5年4月4日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽大物町28  
日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
6, 271, 870円
- 7 契約内容  
改進保育所の小荷物専用昇降機（給食用リフト）が、設置より約30年経過しており、各機器の老朽化並びに部品供給が困難になっていることから、部品供給停止対象となっている部材を更新する制御改修工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該昇降機の製造メーカーである日本オーチス・エレベータ株式会社にしか履行することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム国標準システム移行に伴う業務分析委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年9月1日
- 4 履行期間  
契約日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1  
富士通 J a p a n 株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
19,083,350円
- 7 契約内容  
子ども子育て支援制度システムにおいて、標準仕様準拠システムへの移行を見据えた準備作業として、「自治体情報システムの標準化・共通化にかかる手順書」の「第2章3（1）③ア）Fit&Gap 分析」に示された作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
子ども・子育て支援制度システムは富士通 J a p p a n 株式会社が開発するパッケージを基礎とし、本市独自のカスタマイズを加えたうえで運用しているが、本委託は、子ども子育て支援制度システムの国標準システムへの移行のための分析業務を行うものであり、これらの業務には子ども子育て支援制度システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。  
従って、上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通 J a p a n 株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システムに係る無償化システム移行検証業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
令和5年9月1日
- 4 履行期間  
契約日から令和5年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和5年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1  
富士通 J a p a n 株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
5, 199, 788円
- 7 契約内容  
標準仕様準拠システムへの移行を見据えた準備作業として、無償化システムで管理している情報を分析し、現在稼働中の子ども子育て支援制度システム（京都市稼働環境）をデモ再現した移行環境を構築する作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
子ども・子育て支援制度システムは富士通 J a p p a n 株式会社が開発するパッケージを基礎とし、本市独自のカスタマイズを加えたうえで運用しているが、本委託は、子ども子育て支援制度システムへの無償化システムからのデータ移行検証の業務を行うものであり、これらの業務には子ども子育て支援制度システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。  
従って、上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通 J a p a n 株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他